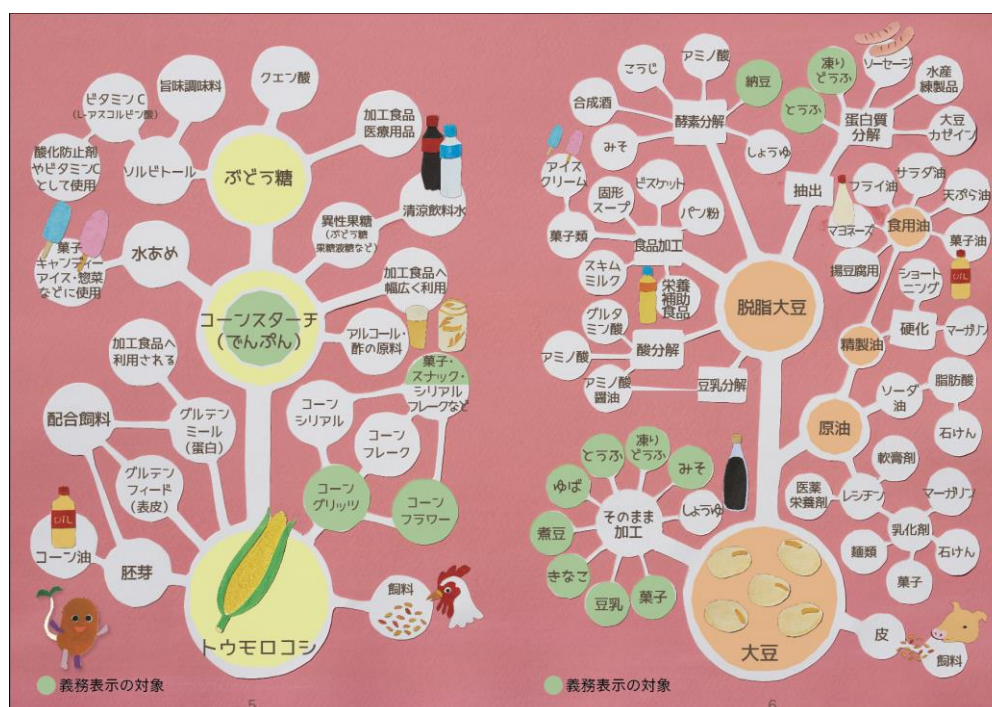


2024年度市民による「遺伝子組み換えでない」表示市場調査 活動手引き

2024年7月～8月実施



呼びかけ団体：たねと食とひと@フォーラム

101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア 1342

Tel:050-6877-5616 Fax:03-6869-7204 Email:info@nongmseed.jp

ウェブサイト「Tanet (たねっと)」<http://nongmseed.jp/>



2024 年度市民による遺伝子組み換えでない表示市場調査活動

<p>新たな遺伝子組み換え表示制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年 4 月 1 日、新たな遺伝子組み換え表示制度施行されました。 ・ この食品表示基準の改定では、分別生産流通管理を行い、公定法検査によって遺伝子組み換えの混入がない（不検出）と認められる対象農産物並びにそれらを原材料とする加工食品についてのみ、「<u>遺伝子組み換えでない（ものを分別）</u>」と任意表示できると、変更されました。 ・ 分別生産流通管理を行い、意図せざる混入を 5%以下に抑えている大豆及びトウモロコシ並びにそれらを原材料とする加工食品については、「<u>（遺伝子組み換え）分別生産流通管理済み</u>」（あるいはその旨に準じる）表示ができています。
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非遺伝子組み換え作物を分別生産流通管理しても、公定法検査の不検出レベルで意図しない混入を避けることは困難なため、「遺伝子組み換えでない」と表示する事業者は激減し、「遺伝子組み換えでない」表示は今後さらに市場から消えると考えられます。 ・ 「遺伝子組み換えでない」表示の代わりに、分別生産流通管理していることがわかるよう表記できるとしていますが、「遺伝子組み換えでない」と表示できないのであれば、コストのかかる分別生産流通管理をやめる事業者も出てくると考えられます。 ・ 単に「遺伝子組み換えでない」表示ができなくなるだけでなく、分別生産流通管理システム自体が使われなくなり、無くなる可能性があります。 ・ その結果、非遺伝子組み換え作物や食品の入手がますます困難になります。 ・ 市場から「遺伝子組み換え」や「でない」という文字を見かけなくなることによって、市民の遺伝子組み換えへの関心が薄れます。 ・ 特にトウモロコシは風媒により交雑しやすく、1 粒に何種類もの遺伝子組み換え DNA が入っているため、どのように分別管理して輸送したとしても微量混入は免れません。 ・ 2023 年 3 月 20 日、ゲノム編集トウモロコシ「ワキシートウモロコシ」（届出者コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社）が厚労省に食品として、農水省に飼料として受理されました。
<p>調査目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの団体・個人の共同取り組みにし、市民が遺伝子組み換えやゲノム編集作物・食品を注視し続け、世論を喚起し、遺伝子組み換え表示の改正に向けた活動の一環とする。 ・ 誰もが参加できる活動にし、より多くの市民が食や食品表示、食品トレーサビリティに関心をもつきっかけとする。 ・ 身近な食品を通じて、遺伝子組み換えに関する表示が 2023 年 4 月の食品表示基準改定の前後でどのように変化したかをみる。 ・ 豆腐、醤油、コーンスナック菓子については、昨年調査と同じ商品を追跡調査し変化をみる。新規調査も行う。

調査対象食品	<ul style="list-style-type: none"> ① 豆腐 ② 醤油 ③ コーンスナック菓子 ④ 独自の調査対象・調査項目等を加えることは自由
調査内容	<p>対象食品の包材ラベルの「一括表示（枠内）」及び「任意表示（枠外）」への記述について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組み換えに関する記述の有無。有る場合はその表示について ・ 「遺伝子組み換えでない」表示の有無について ・ 「遺伝子組み換えでない」表示に替わる表示について
調査期間	2024年7月～8月、とりまとめ2024年12月
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年度～2025年度 市場調査実施 ・ 次期、遺伝子組み換え表示制度改正の検討に向けた活動 <p>調査から見えてきた問題点の洗い出し 関係省庁への意見書の提出 国会議員へのロビー活動 署名活動 院内集会開催</p>



調査シート
フォーム

2023 年度市民による「遺伝子組み換えでない表示」市場調査活動報告

2023 年 4 月施行の食品表示基準改定*に伴い、遺伝子組み換えに関する食品表示がどのように変化するかを生協等の協力を得て調査しました。

- ・ 時期は 2023 年 7 月～8 月、調査数は 22 団体と個人 5 名が参加し、1,001 件（豆腐 321、醤油 266、コーンスナック菓子 260、その他 154）でした。
- ・ 調査結果は一括表示（枠内表示）に遺伝子組み換えに関する表示が無いものが 6 割弱。
- ・ 表示有りの内、施行後 4 か月で 4 分の 3 が「分別生産管理済み」、「遺伝子組み換え分別生産管理済み」に変わっていました。
- ・ 4 分の 1 が「遺伝子組み換えでない」と表示されていましたが、この中には 3 月 31 日以前に製造され市場に流通しているもの（醤油・コーンスナック菓子など）、国産原料のみを使用している工場生産し、遺伝子組み換えの検出が無いと証明できるもの（豆腐等）が混在していると思われます。
- ・ 生鮮品の豆腐は改定後製造分の新表示製品のみですが、長期保存がきくため賞味期限が長い醤油・コーンスナック菓子などは改定前製造分の旧表示製品が市場にいまだに流通している場合があると思われます。
- ・ 非遺伝子組み換え作物を分別生産流通管理しても意図しない混入を公定法検査の不検出レベルで避けることは困難なため、「遺伝子組み換えでない」と表示する事業者は激減し、「遺伝子組み換えでない」表示は今後さらに市場から駆逐されると思われます。
- ・ 推移を継続してみる必要があり、市場調査は 2023 年～2025 年の 3 か年を予定しています。

遺伝子組み換えに関する一括表示（枠内表示）について

調査対象	遺伝子組み換えに関する表示の有無						総計
	無し計	遺伝子組み換えでない	遺伝子組み換え分別生産流通管理済み	分別生産流通管理済み	不分別	有り計	
豆腐	144	61	38	78	0	177	321
醤油	155	19	15	77	0	111	266
コーンスナック菓子	187	6	19	47	1	73	260
その他	95	16	27	15	1	59	154
総計	581	102	99	217	2	420	1,001

遺伝子組み換え表示制度について

- 1996年 日本で遺伝子組み換え作物・食品流通解禁
- 2001年 食品衛生法により安全性審査を義務化
- 2001年 JAS法及び食品衛生法の下、遺伝子組み換え食品表示制度施行
- 2004年 カルタヘナ法により環境影響評価を義務化
- 2015年 食品表示法に統合される
- 2023年 遺伝子組み換え表示制度の改正 遺伝子組み換えでない表示の厳格化
- 日本で遺伝子組換え食品を利用するためには、
「食品」としての安全性を確保するために「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
「飼料」としての安全性を確保するために「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
「生物多様性」への影響がないように「カルタヘナ法」
- 遺伝子組換え食品表示について
国内で流通している遺伝子組み換え農産物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ていません。表示の対象となる農産物やそれを原料とした加工食品は9農産物33加工品群となります。

2023年4月1日現在

	対象9農作物	33加工食品群
1	大豆(枝豆及び大豆もやしを含む) 15食品群	1豆腐・油揚げ類、2凍豆腐、おから及びゆば、3納豆、4豆乳類、5みそ、6大豆煮豆、7大豆缶詰及び大豆瓶詰、8きな粉、9大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11大豆(調理用)を主な原材料とするもの、12大豆粉を主な原材料とするもの、13大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14枝豆を主な原材料とするもの、15大豆もやしを主な原材料とするもの
2	とうもろこし 9食品群	1コーンスナック菓子、2コーンスターチ、3ポップコーン、4冷凍とうもろこし、5とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6コーンフラワーを主な原材料とするもの、7コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8調理用とうもろこしを主な原材料とするもの9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
3	ばれいしょ 6食品群	1ポテトスナック菓子、2乾燥ばれいしょ、3冷凍ばれいしょ、4ばれいしょでん粉、5調理用ばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
4	なたね	
5	綿実	
6	アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
7	てん菜	てん菜(調理用)を主な原材料とするもの
8	パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
9	からしな	

● 遺伝子組み換え表示制度

	義務表示	任意表示
根拠	①加工後もDNA又は由来タンパク質が残っている食品 ②GM作物由来原材料が重量に占める割合が5%以上 ③原材料に占める割合が上位3位まで 上記、①かつ②かつ③の場合に、表示が義務づけられる	①加工後にDNA又は由来タンパク質が残っていない食品 ②加工後もDNA又は由来タンパク質が重量比5%未満 ③上位4位以下の場合
対象品目	9 農産物33加工食品群のみ。食用油や醤油など大半の食品が表示の対象外	食用油、醤油、加工副原料(糖類、タンパク質類、油脂類など)など。
GMの表示方法	「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」	表示なし
非GMの表示方法	表示なし又は混入がないと認められる場合にのみ「遺伝子組み換えでない」表示可能 ※公定法検査の検出限界は、大豆 0.05%前後、トウモロコシ 0.1%前後の見込み。	

● 2023年度4月1日からの新制度

	任意表示
分別生産流通管理をして、意図せざる混入率を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品	適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能 表示例として 「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組み換えの混入を防ぐため分別流通管理を行っています」 「大豆（分別生産流通管理済み）」 「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等
分別生産流通管理をして、公定検査により不検出（遺伝子組み換えの混入が無い）と認められる対象農産物並びにそれらを原材料とする加工食品	「遺伝子組み換えでない」 「非遺伝子組換え」等の表示が可能